

仕様書について

3 目的

Q 1 ここでいう「保健指導の通知」とは、「紙面上で生活習慣に関する改善アドバイスをする」ということか、もしくは「紙面上で、医療機関で医師の指示（保健指導）を受けてとメッセージを出す」という趣旨でしょうか。

A 1 本事業は、今年度の健康診査の結果から高血圧である方に対して、未受診または治療中断者に対しては受診勧奨、また、現在受診中の者に対しては、保健指導を行うものです。

そのため、保健指導の通知の内容については、「生活習慣に関する改善のアドバイスをする」、「医療機関で医師の指示（保健指導）を受けてとメッセージを出す」のどちらの内容でも趣旨を満たしていると考えています。

保健指導対象者がこれなら頑張れると思うことができよう、危機感を煽る表現等をしない、前向きな内容となることを期待しており、評価項目としております。

4 業務内容

仕様書 4 (1) 及び 5 (1) について

Q 2 仕様書 4 (1) において、当該対象者の条件をご提示いただいておりますが、本業務においてはあくまでも 5 (1) にてご提供いただけますリストの対象者に対し業務を行うとの認識でよろしいでしょうか。

A 2 お見込みのとおりです。なお、Q 8 にも記載していますが、被保険者マスタ及び健診データの提供を行うこともできますので、そちらから抽出しても差し支えありません。

なお、その場合も、収縮期血圧が 140mmHg 以上かつ／または拡張期血圧が 90mmHg 以上の者を対象者とします。

(2) ア 対象者への啓発及び保健指導に関する高血圧のコラム

Q 3 コラムのボリューム（文字数）はどの程度を想定されていますでしょうか。また、題材（テーマ）は複数入れることが可能でしょうか。

A 3 コラムの文字数についての指定はありませんが、高齢者が見やすい文字サイズに応じた文字数が望ましいと考えます。

また、題材のテーマを複数入れることも可能ですが、高血圧症が目立たない通知は事業内容にそぐわないと考えます。

(2) ア 生活習慣病発症リスクのわかりやすいアイコン表示

Q 4 生活習慣病を発症するリスク要因のことか、もしくは生活習慣病を放置することで起こり得るリスクを意味しているのかご教示ください。

「分かりやすいアイコン表示」に込められた通知文書のイメージを説明頂ければ幸いです。

A 4 通知全体の文章の流れから、どちらを提案していただいても差し支えありません。

分かりやすいアイコン表示は、高齢者が通知を見ることで理解の助けになるものと考えており、例えば以下のようなものを想定しています。

- ・「生活習慣病からくる頭痛」を表現するために、頭をおさえている人の絵を記載
- ・「高血圧から心筋梗塞や脳梗塞につながる」といったことを表現するために、心臓や脳をデフォルメした絵を記載

(2) ウ 郵送料は140円以内となる仕様とする。

Q 5 対象者への発送や、発送業者へ引き渡しを行う際の郵送料については契約金額に含まれますでしょうか。

こちらで示された郵送料は、契約額に含まれていないとの認識でよろしいでしょうか。

A 5 発送業者への引き渡しまでを委託契約とし、対象者への郵送料については契約額には含みません。

(4) 発送業者への引き渡し

Q 6 通知物の封入・封緘後、「発送業者へ引き渡しを行う」との記載がありますが、これは受託者が貴連合指定の発送業者へまとめてお送りし、指定の発送業者から対象者へ発送をするイメージで宜しいでしょうか。それとも受託者が発送業者を選定して、受託者が選定した発送業者から対象者へ発送する流れでしょうか。

A 6 受託者が広域連合指定の発送業者へまとめて送付し、指定の発送業者から対象者へ発送を行うことを想定しています。

(5) 事業の評価や分析

Q 7 事業の評価項目について、「事業対象者の地域」と記載がありますが、市町村名が該当しますでしょうか。

A 7 お見込みのとおりです。

5 提供データ

Q 8 その他必要な情報として、下記のデータをいただくことは可能でしょうか。

- ・調剤レセプト（医科・DPC と同じ期間のもの）
 - 24_RECODEINFO_PHA. CSV
- ・被保険者マスタデータ（下記のどちらか）
 - JKA から始まる被保険者マスタ形式
 - 被保険者管理台帳 (KDB)
- ・健診データ
 - FKAC131 特定健診受診者 CSV ファイル
 - FKAC163 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル
 - FKAC164 特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル

「通知文書に必要な情報」とありますが、通知内容の場合により、被保険者マスタ及び健診データといった追加データのご提供も可能との認識でよろしいでしょうか。

対象者リストに関する提供データに「その他後期連合との協議の上、通知文章に必要な情報」と記載がありますが、後期高齢者健康診査（令和4年4月～7月）で実施した健診データで、血圧以外のデータ提供についても協議可能という認識で宜しいでしょうか。

A 8 通知文書または事業の評価、分析用データとして使用する範囲において提供します。

実施要領について

実施要領 4 (3) 及び 8 について

Q 9 4 (3)において、参加表明書等提出期限が「令和4年8月1日(月)16時まで」とありますが、8では「令和4年7月29日(金)」とあります。どちらが正しいでしょうか。

A 9 参加表明書等提出期限は令和4年8月1日(月)16時までとします。要領ファイルについても差し替えを行いました。ご指摘ありがとうございました。